

令和7年度 第1回 御前崎市総合教育会議

御前崎市牧之原市学校組合総合教育会議

令和7年9月29日



教育大綱と教育振興基本計画 の改訂について

教育大綱とは

市長が教育・学術及び文化の振興について総合的なビジョンを描き、総合教育会議で協議する施策

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
(大綱の策定等)

第1条の3 **地方公共団体の長**は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、**その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、**大綱を定め、又はこれを変更しようとするとき**は、あらかじめ次条第1項の**総合教育会議において協議**するものとする。

教育振興基本計画とは

市が定める教育振興の施策に関する基本的な計画

教育基本法(平成18年法律第120号)

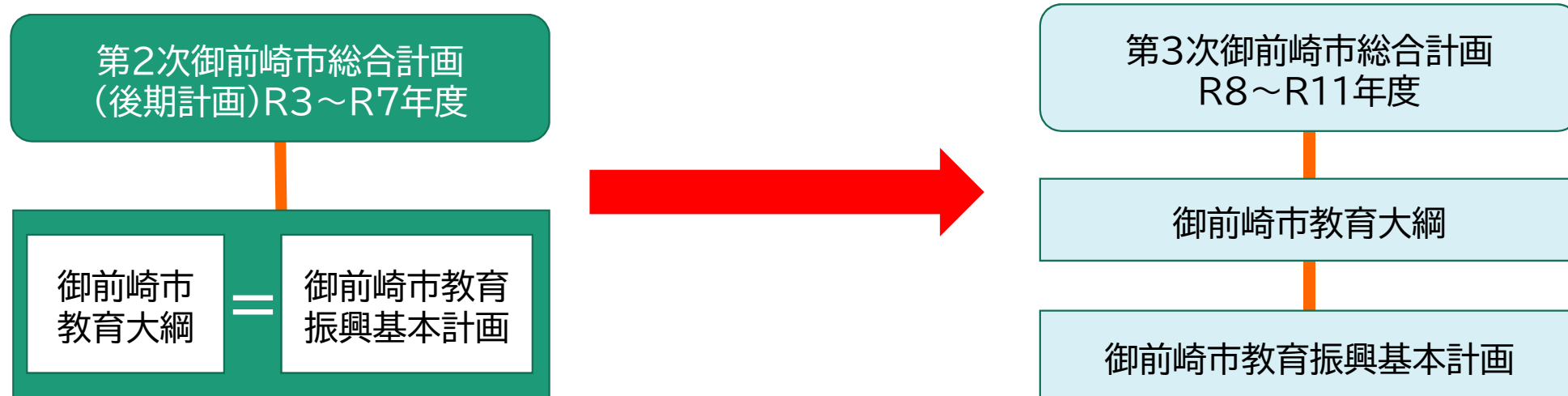
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を嵌るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び応ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

大綱と計画の位置づけ

1. 最上位計画＝御前崎市総合計画
2. 教育ビジョン＝教育大綱
3. 大綱を実現する計画＝教育振興基本計画



改訂について

第3次御前崎市総合計画を策定中

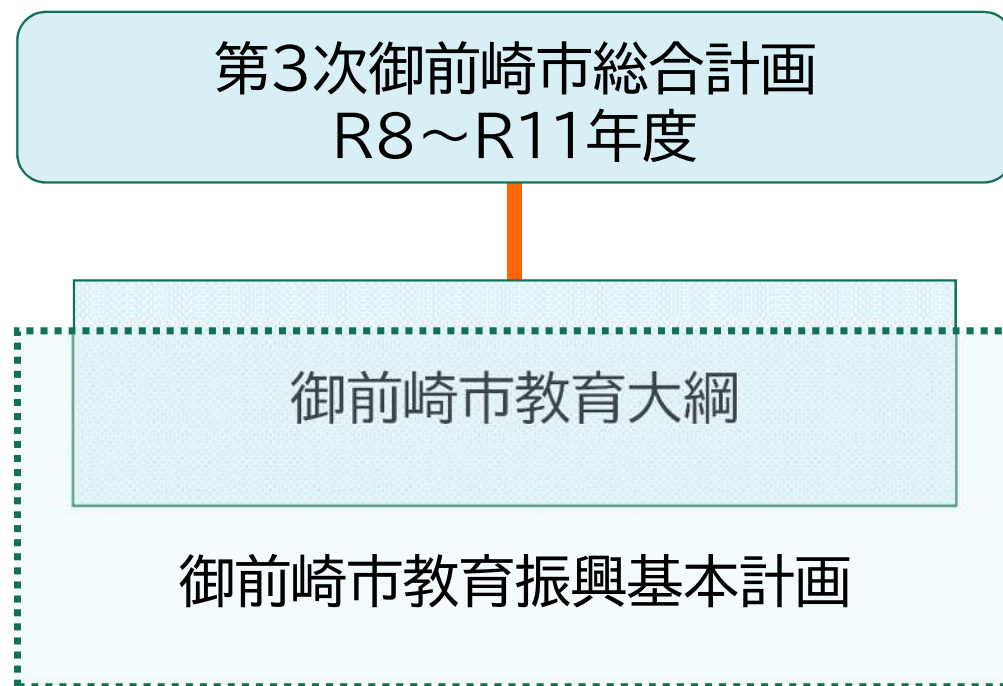
- 総合計画と内容が乖離しないように、教育分野の計画を教育振興基本計画の重点施策としたい

改訂では、計画と大綱を別にしたい

（現行は、計画が大綱を兼ねる同一の形式）

- 現行形式では、「計画変更＝大綱変更」のため、実情に合わせた見直しが容易に叶わない
- 年度毎の教育計画を教育振興基本計画の一部と位置づけ、実情に沿った計画としていきたい

改訂後の位置づけイメージ



教育大綱

基本目標 郷土を愛し世界に通じる人を育む

基本方針

(仮)第3次御前崎市総合計画 基本計画の将来都市像
安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎
重点プロジェクト1 ひとを育てるプロジェクト

キーワード
「主体性」「挑戦」「共創」「じりつ(自律&自立)」



郷土を愛し世界に通じる人を育む

挑戦&共創

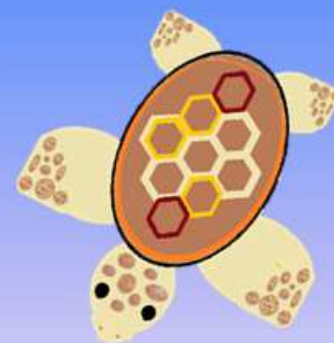


自律&自立

主体性



ひとを育てるプロジェクト



将来都市像

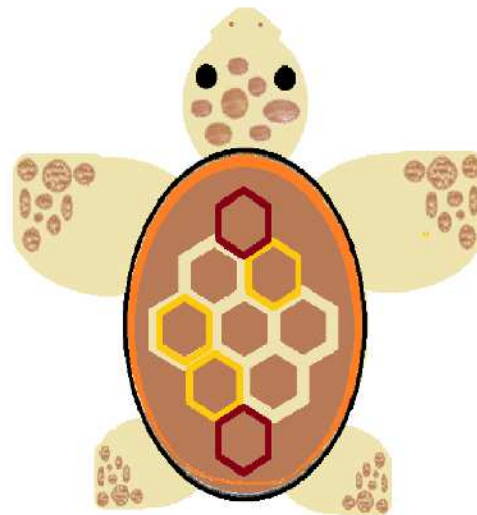
安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎

教育ビジョン

Surf your future !

(未来を乗りこなせ)

T_{RY} U_{NITE} R_{ESILIENCE} T_{EAM} L_{IBRARY} E_{COLOGY}



TRY

自ら選択し、何度でも挑戦しようとする人材を育成します。
(アントレプレナーシップ)

UNITE

国際理解教育を通して、世界の人々と交流・連携し、ITリテラシーを高め、
広い視野で社会に参画しようとする姿勢を育てます。

RESILIENCE

自己肯定感を高め、困難を乗り越える力を持てるよう、個に応じた選択の
できる支援体制を整えます。

TEAM

学校と地域の連携を強め、スクラムスクールプランにより、園から高校ま
で一貫した教育支援を行います。

LIBRARY

豊かな読書環境を整備し、文化を育み、新しい伝統を創っていく生涯学習
環境を充実させます。

ECOLOGY

環境やエネルギーの教育を通し、地域の良さを生かし、新しい価値を共創
する取組を応援します。

教育振興基本計画

重点取組 第3次御前崎市総合計画(教育分野)

- 各取組に教育ビジョン「T・U・R・T・L・E」の該当項目がわかるように組み合わせで表示したい

計画の内容 年次で見直す教育計画により更新

- 見直し・更新により、実情に応じた計画としていきたい

今後のスケジュール（案）

第1回総合教育会議終了後、大綱と計画の修正案作成



パブリックコメントを実施し、大綱と計画の再修正案作成



第2回総合教育会議で再修正案の協議と承認



承認された内容の大綱と計画をR8.4から公開・実施

令和7年度 第1回 御前崎市総合教育会議

御前崎市牧之原市学校組合総合教育会議

協議いただき、ありがとうございました

